

## 宮崎県男女共同参画センター指定管理者募集関係

### 参 考 資 料

1	地方自治法（抄）	1
2	公の施設に関する条例（抄）	3
3	男女共同参画社会基本法	6
4	宮崎県男女共同参画推進条例	11
5	宮崎県男女共同参画センター管理規則	15
6	個人情報取扱特記事項	18
7	宮崎県男女共同参画センター平面図	20
8	宮崎県男女共同参画センターの主な利用実績	22
9	宮崎県男女共同参画センター貸付け備品一覧	24
10	第4次みやざき男女共同参画プラン	(別 添)

## 1 地方自治法（抄）（昭和22年法律第67条）

（監査委員の職務権限）

### 第199条

1～6（略）

7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

8～15（略）

（公の施設）

**第244条** 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

**第244条の2** 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2（略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例

の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(包括外部監査人の監査)

## 第252条の37

1～3 (略)

4 包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第199条第7項に規定する財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるもの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、当該包括外部監査対象団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているもの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、当該包括外部監査対象団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるもの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は当該包括外部監査対象団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができることを条例により定めることができる。

5 (略)

## 2 公の施設に関する条例（抄） （昭和39年条例第7号）

（趣旨）

**第1条** 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定による公の施設の設置、管理及び廃止については、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほかこの条例の定めるところによる。

（設置）

**第2条** 県民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するため、別表第1のとおり公の施設を設置する。

（管理の原則）

**第3条** 公の施設は、常に良好な状態において管理し、その設置の目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

（特に重要な公の施設）

**第4条** 法第244条の2第2項の規定により、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければ廃止できない公の施設は、別表第2に定めるものとする。

（守るべき事項）

**第5条** 公の施設の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、特に知事の承認を受けたときはこの限りでない。

- 一 公の施設を利用する権利を他に譲渡しないこと。
- 二 公の施設の原状を変更し、又はこれに工作を加えないこと。
- 三 公の施設の使用目的外に使用しないこと。
- 四 その他知事において指示した事項

（原状回復義務）

**第6条** 公の施設の利用者は、利用を終了したときは、自己の負担において直ちに原状に回復しなければならない。

（利用の許可、制限等）

**第7条** 公の施設の利用について、知事はその利用の許可、利用の制限、その他必要な事項について規則を定めることができる。

（損害賠償）

**第8条** 故意又は過失によつて公の施設を滅失し、又は破損した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、知事が情状によりやむを得ないと認めたときは、賠償の責任を軽減し、又は免除することができる。

（利用の中止等）

**第9条** 公の施設の利用者が、第5条の規定に反する行為があつた場合又は知事において、公益上必要があると認めたときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を中止させることができる。

（指定管理者が管理を行う公の施設）

**第10条** 知事は、必要があると認めるときは、法第244条の2第3項の規定により、別表第3に掲げる公の施設の管理を法人その他の団体で知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手續)

**第10条の2** 前条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に公の施設の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請の手續について、あらかじめ公表するものとする。

3 知事は、第1項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

一 住民の平等な利用が確保されること。

二 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。

四 その他規則で定める基準

(指定管理者が行う業務)

**第10条の3** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 公の施設の利用に関する業務

二 公の施設(附属設備を含む。)の維持及び保全に関する業務

三 その他公の施設の管理運営に関して規則で定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

**第10条の4** 指定管理者は、第10条の6の規定により読み替えて適用される第9条に定めるもののほか、規則で定める管理の基準に従つて公の施設の管理を行わなければならない。

(利用料金)

**第10条の5** (略)

(指定管理者が管理する場合の読替)

**第10条の6** 第10条の規定により公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合における第5条及び第9条の規定の適用については、第5条第4号及び第9条中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の指定等の告示)

**第10条の7** 知事は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したとき、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(使用料)

**第11条** (略)

(罰則)

**第12条** 公の施設を無断で利用し、又はこれにより収益した者並びに故意に滅失又は破損した者については、5万円以下の過料を科することができる。

(委任)

**第13条** この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表第 1（第 2 条関係）

名 称	設置目的	位 置
宮崎県男女共同参画センター	男女共同参画に関する情報提供及び相談支援を行うとともに、学習・交流の場を提供し、男女共同参画社会の形成に寄与するための施設	宮崎市宮田町 3 番 4 6 号
以下、略		

別表第 2（第 4 条関係） （略）

別表第 3（第 10 条関係）

名 称  
宮崎県男女共同参画センター

### 3 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第1章 総則

（目的）

**第1条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

**第2条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

##### 一 男女共同参画社会の形成

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

##### 二 積極的改善措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

**第3条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

**第4条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別に

よる固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

**第5条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第6条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

**第7条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

**第8条** 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第9条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

**第10条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

**第11条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

**第12条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

**第13条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な

推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。  
(都道府県男女共同参画計画等)

**第14条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
(施策の策定等に当たっての配慮)

**第15条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

**第16条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

**第17条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

**第18条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な

調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

**第19条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

**第20条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

**第21条** 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

**第22条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

**第23条** 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

**第24条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

**第25条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

**第26条** 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

**第27条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

**第28条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 4 宮崎県男女共同参画推進条例（平成15年条例第9号）

男女が、個人として尊重され、対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画することができる社会を実現することは、私たち県民の共通の願いである。

宮崎県においては、これまで、国際社会や国内の動向を踏まえつつ様々な取組が進められてきたが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行などが依然として根強く存在しており、真の男女平等には至っていない状況にある。

このような中で、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化等の社会経済情勢の急速な変化に対応し、豊かで活力あふれるふるさと宮崎を築いていくためには、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して、自分らしい生き方を選択することができるよう、男女共同参画をより一層進めていく必要がある。

ここに、私たち宮崎県民は、協働して男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

### 第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

**第3条** 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- 一 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- 二 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- 三 男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- 四 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護

その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。

五 男女が、互いの性を尊重するとともに、その身体の特徴についての理解を深め、生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるように配慮されること。

六 国際社会における取組を勘案し、その動向に配慮すること。

(県の責務)

**第4条** 県は、前条に定める理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県行政のあらゆる分野において、施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(事業者の責務)

**第5条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

**第6条** 県民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県と市町村との連携)

**第7条** 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、市町村に対し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策への協力を求めることができる。

(性別による権利侵害の禁止)

**第8条** 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

一 性別による差別的取扱い

二 セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。）

三 男女間における暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画の策定等)

**第9条** 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項に規定する男女共同参画計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映させるために必要な

措置を講ずるとともに、宮崎県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(事業者及び県民の理解を深めるための措置)

**第10条** 県は、広報活動及び啓発活動を通じて、基本理念に関する事業者及び県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の推進)

**第11条** 県は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画に関する教育及び学習の推進のために適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域における環境の整備)

**第12条** 県は、農山漁村をはじめとする地域における生産、経営及びこれに関連する活動において、男女がその能力を十分に発揮し、適正な評価を受け、対等な構成員として参画する機会を確保するため、必要な環境の整備に努めるものとする。

(事業者及び県民の活動に対する支援)

**第13条** 県は、事業者及び県民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談等の処理)

**第14条** 知事は、第8条各号に掲げる行為その他の男女共同参画の推進を妨げる行為に係る事案について、県民からの相談があった場合は、関係機関と連携して、当該相談を適切に処理するものとする。

2 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、事業者又は県民から苦情の申出があった場合は、これを適切に処理するよう努めるものとする。

3 知事は、前項の申出を処理するに当たって、必要と認めるときは、宮崎県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(調査及び研究)

**第15条** 県は、男女共同参画を推進するために必要な調査及び研究を行うものとする。

(事業者への協力依頼)

**第16条** 知事は、必要があると認める場合には、事業者に対し、雇用その他の事業活動における男女共同参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

(推進体制の整備等)

**第17条** 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(附属機関等における積極的改善措置)

**第18条** 県は、附属機関及びこれに類するものにおける委員を任命し、又は委嘱する場合にあっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(男女共同参画の推進状況の公表)

**第19条** 知事は、毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の推進の状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第3章 宮崎県男女共同参画審議会

(設置)

**第20条** 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議させるため、宮崎県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 一 男女共同参画計画の策定又は変更に関すること。
  - 二 第14条第3項の規定による苦情の申出の処理に関すること。
  - 三 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に係る重要な事項に関すること。
- 2 審議会は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

**第21条** 審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

**第22条** 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員のうち男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(会長)

**第23条** 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第24条** 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

**第25条** 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、審議会が付託した事項を調査審議する。
- 3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 4 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 5 前2条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

**第26条** 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

### 第4章 雑則

(委任)

**第27条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 5 宮崎県男女共同参画センター管理規則（平成13年宮崎県規則第71号）

（趣旨）

**第1条** この規則は、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号。以下「条例」という。）第7条及び第13条の規定に基づき、宮崎県男女共同参画センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

**第2条** センターの開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、土曜日は、午前9時から午後5時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に同項に定める開館時間を変更することができる。

（休館日）

**第3条** センターの休館日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 12月29日から翌年の1月3日まで

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、同項各号に掲げる日を休館日とせず、又は同項各号に掲げる日以外の日を休館日とすることができる。

（利用の制限）

**第4条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターの利用を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができる。

一 センターにおける秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者

二 センターの施設及び設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

四 その他センターの管理上支障があると認められる者

（指定管理者の管理の場合の読替）

**第5条** 条例第10条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における前条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは「指定管理者」に読み替えるものとする。

2 指定管理者による管理の場合は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、センターの開館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは別に定めることができる。

（指定管理者の指定の申請）

**第6条** 条例第10条の2第1項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式）によるものとする。

2 条例第10条の2第1項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類
  - 二 法人にあつては、法人の登記事項証明書
  - 三 知事が指定する事業年度における決算に関する書類又はそれに相当する書類
  - 四 団体の業務概要及び業務実績が確認できる書類
  - 五 その他知事が必要と認める書類
- (指定管理者の指定の基準)

**第7条** 条例第10条の2第3項第4号の規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 宮崎県男女共同参画推進条例（平成15年宮崎県条例第9号）の趣旨を踏まえ、条例別表第一に規定するセンターの設置目的に基づく運営が図られること。
  - 二 その他知事が必要と認める基準
- (指定管理者が行う業務)

**第8条** 条例第10条の3第3号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 センターにおける男女共同参画社会づくりに関する情報提供事業、啓発事業、相談事業及び交流事業に関する業務
  - 二 その他知事が必要と認める業務
- (指定管理者の管理の基準)

**第9条** 条例第10条の4の規則で定める管理の基準は、次に掲げる管理の基準とする。

- 一 関係する法令、条例、規則等の規定を遵守し、適正なセンターの運営を行うこと。
  - 二 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
  - 三 センターの設備及び物品等の維持管理を適切に行うこと。
  - 四 当該指定管理者が業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
  - 五 その他知事が必要と認める基準
- (協定書の締結)

**第10条** 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- 一 条例第10条の3各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）の実施に関し必要な事項
- 二 前条各号に掲げる管理の基準に関し必要な事項
- 三 指定管理業務の事業報告に関する事項
- 四 前3号に掲げるもののほか、センターの管理の適正を期するために必要な事項（事業報告書等の提出）

**第11条** 指定管理者は、毎年度終了後1月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 一 センターの指定管理業務に関する事業報告書
  - 二 決算に関する書類
  - 三 その他知事が必要と認める書類
- (原状回復)

**第12条** 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により知事が指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、センターを速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事が特に原状に回復する必要がないと認める場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

**第13条** 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は当該指定管理者の指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理運営上の秘密を、他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委任)

**第14条** この規則に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係） （略）

## 6 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、宮崎県男女共同参画センターの管理業務（以下「管理業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密等の保持)

第2 乙は、管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この協定が終了し、又は解除された後も同様とする。

### (収集の制限)

第3 乙は、管理業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、管理業務の処理に関して知り得た個人情報を当該管理の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

### (適正管理)

第5 乙は、管理業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (複写又は複製の禁止)

第6 乙は、管理業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

### (委託の禁止)

第7 乙は、管理業務の処理に関して個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

### (個人情報の開示等)

第8 乙は、乙が管理業務に関して保有する個人情報について、当該個人情報の本人から開示、訂正、利用停止等を求められた場合は、これに関して乙に適用される法令等又は乙の有する規程に基づき、適切に対応しなければならない。

2 前項に規定する場合において、乙に適用される法令等及び乙の有する規程のいずれもない場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に準じて対応するものとする。

（資料の返還等）

第9 乙は、管理業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この協定の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第10 乙は、管理業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（実地調査等）

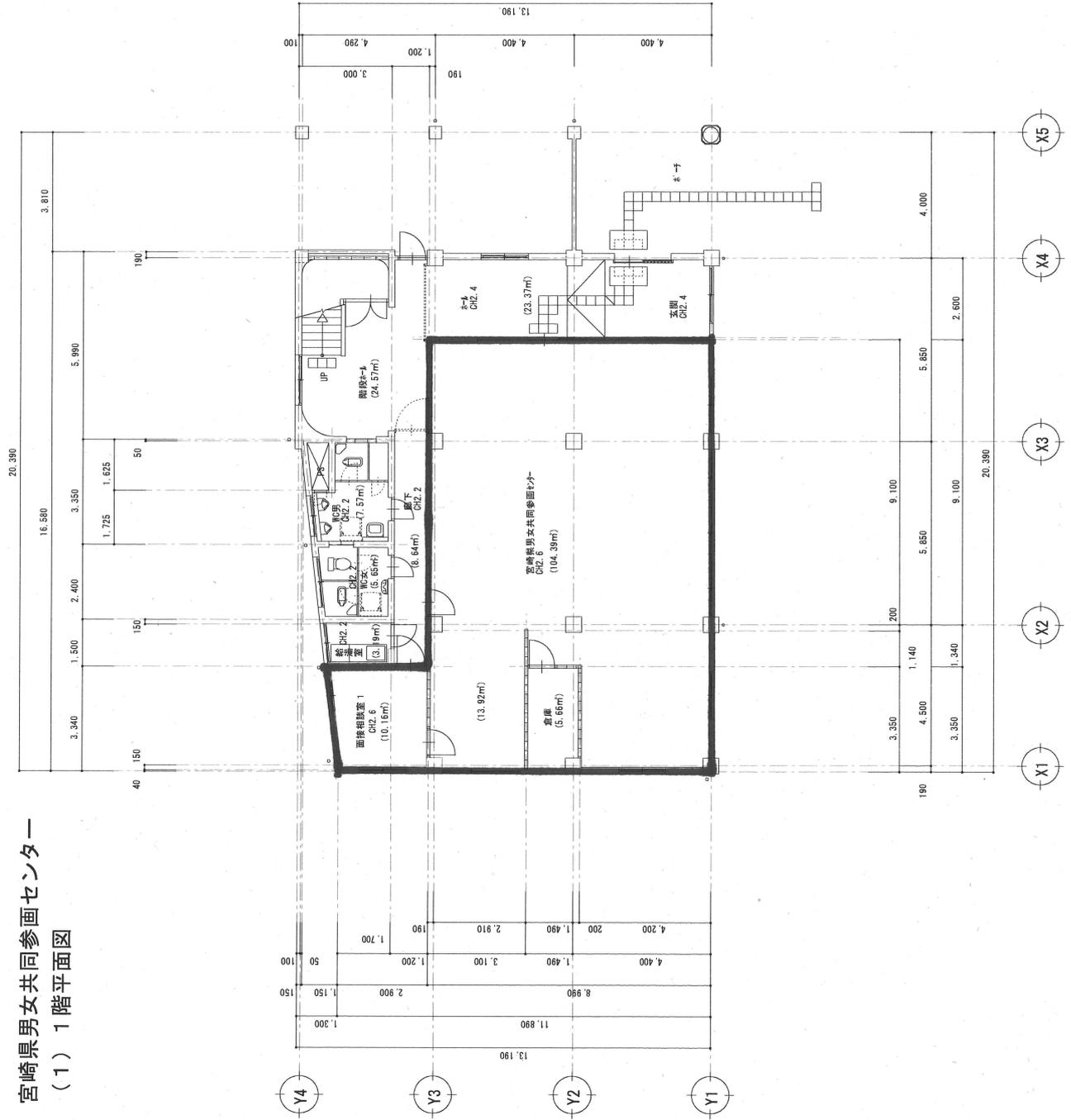
第11 甲は、必要があると認めるときは、乙が処理する管理業務に係る個人情報の取扱状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（事故報告）

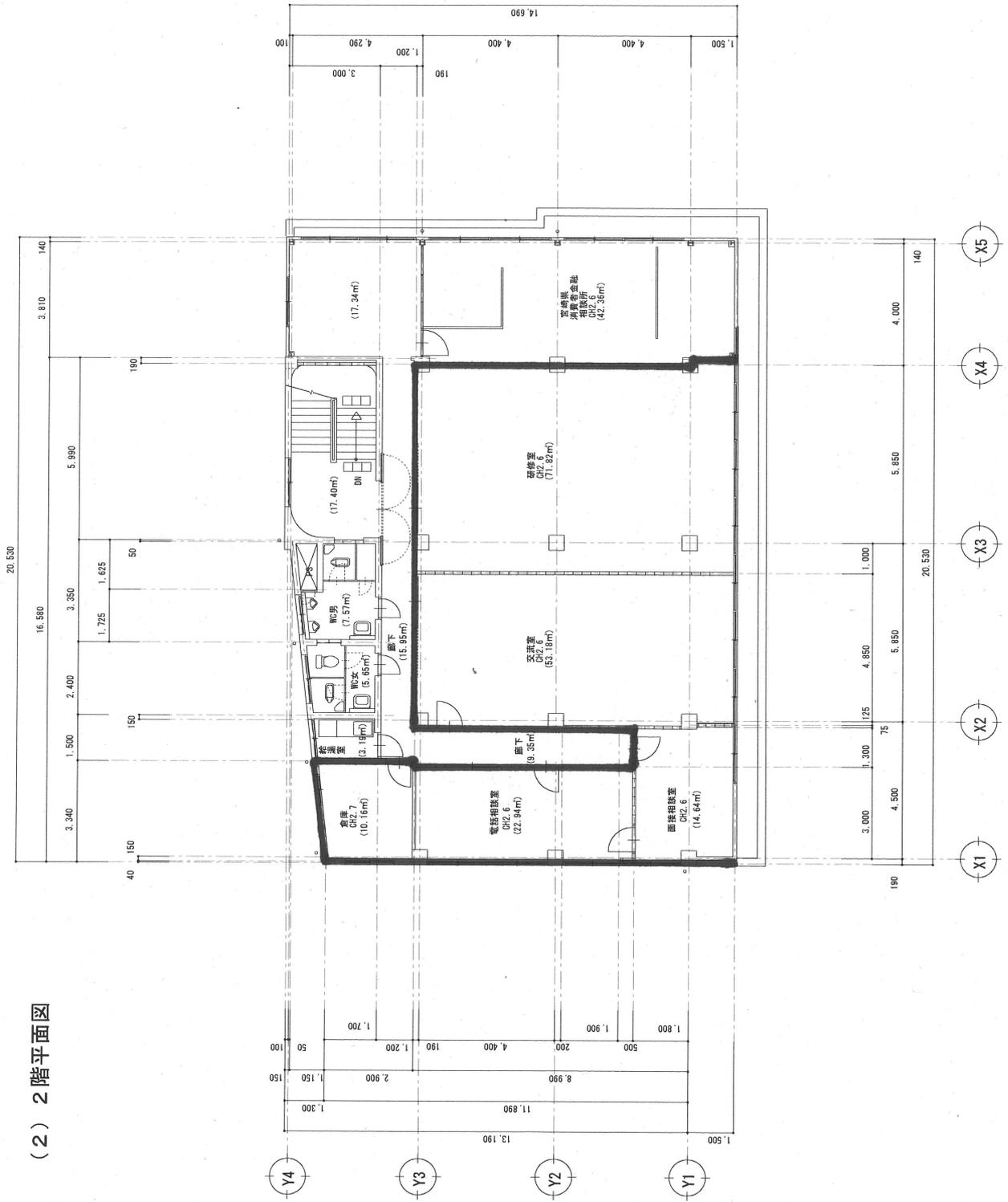
第12 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（注）1 「甲」は宮崎県等、「乙」は指定管理者をいう。

宮崎県男女共同参画センター  
 (1) 1階平面図



(2) 2階平面図



【宮崎県男女共同参画センター主な利用実績】

1 センター(1階)の利用状況

											第6期			
	第1期平均		第2期平均		第3期平均		第4期平均		第5期平均		R3年度		R4年度	
	年計	月平均												
来所	3,451	287.6	3,367	280.6	3,828	319.0	3,548	295.7	3,581	298.4	2,073	172.8	2,174	181.2
(うち夜間)	639	53.3	412	34.3	250	20.9	—	—	—	—	—	—	—	—
電話	2,288	190.7	2,400	200.0	3,129	260.7	3,924	327.0	3,151	262.6	4,531	377.6	4,356	363.0
(うち夜間)	162	13.5	80	6.7	292	24.3	—	—	—	—	—	—	—	—
計	5,739	478.3	5,767	480.6	6,956	579.7	7,472	622.7	6,732	561.0	6,604	550.3	6,530	544.2
(うち夜間)	801	66.8	492	41.0	542	45.2	—	—	—	—	—	—	—	—

※1 開館時間…第2期まで(月～土9:30～21:00) 第3期(月～金9:00～19:00 土9:00～17:00)  
第4～5期(月～金9:00～17:30 土9:00～17:00)

※2 夜間…第2期まで(18:00～21:00) 第3期(17:00～19:00)

2 研修室・交流室(2階)利用状況

											第6期			
	第1期平均		第2期平均		第3期平均		第4期平均		第5期平均		R3年度		R4年度	
	年計	月平均												
利用者数	2,972	247.7	3,684	307.0	2,747	228.9	1,888	157.4	2,773	231.1	1,355	112.9	1,864	155.3
団体数	151	12.6	169	14.1	139	11.6	116	9.7	141	11.8	97	8.1	83	6.9
回数	422	35.2	568	47.3	345	28.7	250	20.8	387	32.3	340	28.3	382	31.8

3 相談事業利用状況

											第6期			
	第1期平均		第2期平均		第3期平均		第4期平均		第5期平均		R3年度		R4年度	
	年計	月平均												
総合相談(a)	3,360	280.0	2,175	181.3	1,735	144.6	1,597	133.1	1,836	153.0	1,603	133.6	1,509	125.8
電話	2,898	241.5	1,832	152.7	1,377	114.8	1,286	107.2	1,498	124.9	1,403	116.9	1,326	110.5
面接	462	38.5	343	28.6	358	29.8	311	25.9	337	28.1	200	16.7	183	15.3
夜間(再掲)	689	57.4	261	21.7	94	7.8	—	—	—	—	—	—	—	—
電話	619	51.6	235	19.6	78	6.5	—	—	—	—	—	—	—	—
面接	70	5.8	26	2.2	16	1.3	—	—	—	—	—	—	—	—
専門相談(b)	78	6.5	77	6.4	81	6.8	66	5.5	75	6.2	73	6.1	57	4.8
法律	48	4.0	46	3.8	49	4.1	52	4.3	49	4.1	44	3.7	31	2.6
こことからだ	30	2.5	31	2.6	32	2.7	14	1.2	26	2.2	29	2.4	26	2.2
計(a)+(b)	3,438	286.5	2,253	187.7	1,816	151.3	1,662	138.5	1,910	159.2	1,676	139.7	1,566	130.5

※1 総合相談…電話相談及び面接相談(センター相談員が対応)

※2 専門相談…法律相談(弁護士)毎月第3火曜

第4期まで:こことからだ相談(臨床心理士:毎月第4火曜、第4期は隔月)、第5期:こことからだ相談(臨床心理士、医師等:月1回)

【啓発事業】

											第6期			
	第1期平均		第2期平均		第3期平均		第4期平均		第5期平均		R3年度		R4年度	
	年計	月平均												
各種講座等	66	5.5	36	3.0	25	2.1	25	2.1	29	2.4	42	3.5	37	3.1
参加者数	2,684	223.7	2,286	190.5	1,541	128.4	923	76.9	1,583	132.0	676	56.3	894	74.5
講師派遣	43	3.6	31	2.6	21	1.8	20	1.6	24	2.0	26	2.2	28	2.3
参加者数	3,693	307.8	2,978	248.2	1,807	150.6	1,661	138.4	2,149	179.1	3,258	271.5	3,551	295.9
職員派遣	32	2.7	30	2.5	24	2.0	14	1.1	23	1.9	9	0.8	10	0.8
参加者数	1,162	96.8	2,248	187.4	1,892	157.7	723	60.3	1,621	135.1	937	78.1	328	27.3

【情報提供事業】

1 図書・DVD(ビデオ)貸出状況

											第6期			
	第1期平均		第2期平均		第3期平均		第4期平均		第5期平均		R3年度		R4年度	
	年計	月平均	年計	月平均	年計	月平均	年計	月平均	年計	月平均	年計	月平均	年計	月平均
図書・資料	1230冊	102.5	1084冊	90.4	1150冊	95.8	1094冊	91.1	1109冊	92.4	917冊	76.4	909冊	75.8
DVD(ビデオ)	142本	11.8	105本	8.8	99本	8.3	82	6.9	96本	8.0	139本	11.6	64本	5.3

2 ホームページアクセス件数

											第6期			
	第1期平均		第2期平均		第3期平均		第4期平均		第5期平均		R3年度		R4年度	
	年計	月平均	年計	月平均	年計	月平均	年計	月平均	年計	月平均	年計	月平均	年計	月平均
訪問件数	8,209	684	9,053	754	21,920	1,827	29,660	2,472	20,211	1,684	23,610	1,968	16,671	1,389
ページ閲覧数	—	—	—	—	—	—	59,185	4,932	50,215	4,184.6	44,182	3,682	40,837	3,403
携帯サイトアクセス件数	—	—	911	76	499	42	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 訪問件数…トップページの訪問件数 ページ閲覧数…トップページを含むページ閲覧数  
平成25年度～ページ閲覧数をアクセス件数としてカウント

【交流及び連携事業】

1 男女共同参画センターネットワーク会議(H30～)

	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
回数	1	1	1	1	1
参加者数	16	18	22	23	24

2 交流・連携の場の提供(H30～)

	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
回数	14	6	1	6	9
参加者数	172	76	19	32	70

3 登録グループ数

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
登録グループ数	91団体	95団体	74団体	76団体	37団体	39団体	42団体	42団体	45団体	45団体	46団体	46団体	45団体	43団体

※ 登録グループ…男女共同参画社会づくりに資する活動を行う団体（交流室・研修室及び印刷室の利用可）  
 平成25年度にセンター施設利用のみを目的とする団体を除いたため、数が減少している。

## 宮崎県男女共同参画センター貸付備品一覧

令和5年4月1日現在

貸付番号	品名	取得年月日	規格
1	その他のキャビネット	H16.3.26	コクヨ BWN-K30H
2	その他のキャビネット	H16.3.26	コクヨ BWN-K30H
3	ミーティングテーブル	H14.4.1	ウチダ385-0024
4	ミーティングテーブル	H14.4.1	ウチダ SE-1845型
5	ミーティングテーブル	H14.4.1	ウチダ SE-1845型
6	ミーティングテーブル	H14.4.1	ウチダ SE-1845型
7	ミーティングテーブル	H14.4.1	ウチダ SE-1845型
8	ミーティングテーブル	H14.4.1	ウチダ SE-1845型
9	ミーティングテーブル	H14.4.1	ウチダ SE-1845型
10	ミーティングテーブル	H14.4.1	ウチダ SE-1845型
11	ミーティングテーブル	H14.4.1	ウチダ SE-1845型
12	ミーティングテーブル	H14.4.1	ウチダ SE-1845型
13	ミーティングテーブル	H14.4.1	ST31-0909STA
14	両袖机	H14.4.1	ウチダ 2号パネル付
15	片袖机	H14.4.1	JUST片袖S-107P
16	片袖机	H14.4.1	JUST片袖S-117P
17	片袖机	H14.4.1	事務机1-566-4270
18	片袖机	H14.4.1	事務机1-566-4270
19	片袖机	H14.4.1	事務机1-566-4270
20	脇机	H14.4.1	脇デスクJ-047-212
21	脇机	H14.4.1	脇デスクJ-047-212
22	作業机	H14.4.1	ERAN513-362YL-RM1890
23	その他のテーブル	H14.4.1	2400*1500 楕円6本脚
24	その他のテーブル	H14.4.1	1200H=700 4本脚
25	その他のテーブル	H14.4.1	1200H=700 4本脚
26	カウンターテーブル	H14.4.1	カウンターハイ1-367-7508
27	カウンターテーブル	H14.4.1	カウンターロー1-367-7572
28	カウンターテーブル	H14.4.1	カウンターロー1-367-7572
29	カウンターテーブル	H14.4.1	カウンターLRエンド1-367-7587
35	座椅子	H14.4.1	6-110-3206
36	座椅子	H14.4.1	6-110-3206
37	座椅子	H14.4.1	6-110-3206
38	座椅子	H14.4.1	6-110-3206
39	座椅子	H14.4.1	6-110-3206
40	座椅子	H14.4.1	6-110-3206
41	座椅子	H14.4.1	6-110-3206
42	座椅子	H14.4.1	6-110-3206
43	座椅子	H14.4.1	6-110-3206
44	座椅子	H14.4.1	6-110-3206
45	座椅子	H14.4.1	6-110-3206
46	座椅子	H14.4.1	6-110-3206
47	座椅子	H14.4.1	6-110-3206
48	座椅子	H14.4.1	6-110-3206
49	座椅子	H14.4.1	6-110-3206
50	座椅子	H14.4.1	6-110-3206
51	座椅子	H14.4.1	6-110-3206
52	座椅子	H14.4.1	6-110-3206
53	座椅子	H14.4.1	6-110-3206
54	座椅子	H14.4.1	6-110-3206

## 宮崎県男女共同参画センター貸付備品一覧

令和5年4月1日現在

貸付番号	品名	取得年月日	規格
55	OA用椅子	H14.4.1	IA-650 5-303-6904
56	金庫	H14.4.1	オーダー耐火金庫KA-3
57	書庫	H14.4.1	書庫
58	書庫	H14.4.1	書庫
59	書庫	H14.4.1	書庫
60	書庫	H14.4.1	書庫
61	書庫	H14.4.1	書庫
62	書庫	H14.4.1	書庫
63	書庫	H14.4.1	書庫
64	図書戸棚	H14.4.1	キャビネット3*6型
65	図書戸棚	H14.4.1	キャビネット6G型
66	図書戸棚	H14.4.1	フロアケース A4
67	壁面収納庫	H14.4.1	収納庫 SU-2 T-14
68	図書戸棚	H14.4.1	キャビネット1-277-5406
69	図書戸棚	H14.4.1	キャビネット1-277-5406
70	図書戸棚	H14.4.1	本棚モルト1800
71	図書戸棚	H14.4.1	本棚モルト1800
72	食器戸棚	H14.4.1	HAK0918LS-TE
73	食器戸棚	H14.4.1	HAK0609MS-TE
74	パンフレットスタンド	H14.4.1	L型357-0541
75	パンフレットスタンド	H14.4.1	パンフレットラック1-357-7010
76	パンフレットスタンド	H14.4.1	パンフレットラック1-357-7010
77	パンフレットスタンド	H14.4.1	パンフレットラック1-357-7010
78	パンフレットスタンド	H14.4.1	パンフレットラック1-357-7015
79	パンフレットスタンド	H14.4.1	パンフレットラック1-357-7015
80	パンフレットスタンド	H14.4.1	パンフレットラック1-357-7015
81	パンフレットスタンド	H14.4.1	S-0910C1-553-0064
82	パンフレットスタンド	H14.4.1	SN-SD1521L222
83	ロッカー	H14.4.1	HD-3 1-302-5223
84	ロッカー	H14.4.1	HD-3 1-302-5223
85	ロッカー	H14.4.1	HD-1 1-302-5221
86	ロッカー	H14.4.1	ウチダ1-302-5221
87	衝立	H14.4.1	K型231-1412
88	行事予定板	H14.4.1	オフィスボードSB6-191-20
89	傘立	H14.4.1	US-11型 6-400-1011
90	留守番電話装置	H14.4.1	留守番電話装置 AT-D750
91	留守番電話装置	H14.4.1	留守番電話装置 AT-D750
92	留守番電話装置	H14.4.1	留守番電話装置 AT-D750
173	OA機器テーブル	H14.4.1	JW-088-55
174	図書戸棚	H14.4.1	マスブロックHFH-MXR60S
175	その他の事務用器具	H14.4.1	ライブラリーカレンダー77831-1
176	応接セット	H14.4.1	6-219-8750 6-260-422
184	その他のキャビネット	H15.3.25	3×6W型 棚板4枚
185	書庫	H15.3.31	11型引違い書庫5-963-3006
186	書庫	H15.3.31	11型ガラス引違い書庫5-963-300
187	その他のキャビネット	H15.3.31	スモークトレイキャビネット
188	図書戸棚	H15.3.31	モルト本棚180×90×29.5
190	図書戸棚	H16.1.22	WSR-14CS 1-286-4414

## 宮崎県男女共同参画センター貸付備品一覧

令和5年4月1日現在

貸付番号	品名	取得年月日	規格
191	ワイヤレスアンプ	H16.1.26	PE-W91
192	チューナーユニット	H16.1.26	WT-UD84
193	ワイヤレスマイク	H16.1.26	WM-P760
194	ワイヤレスマイク	H16.1.26	WM-P760
195	案内板	H16.3.11	UCHIDA $\alpha$ -350型
196	演台	H16.3.19	ERAN EDS-900T
215	電気掃除機	H20.1.7	MC-G3000-S
216	その他の備品	H20.1.9	パウチ 別添参照
220	DVDソフト	H20.1.11	学校向けセクシャルハラスメント防止教材3点セット
221	DVDソフト	H20.1.18	DVD折り梅(館内上映権付)
222	A4ラック11段	H20.1.7	A4ラック11段
225	片袖机	H20.1.7	片袖机
226	片袖机	H20.1.7	片袖机
227	片袖机	H20.1.7	片袖机
228	片袖机	H20.1.7	片袖机
229	片袖机	H20.1.7	片袖机
230	キャビネット	H20.1.7	H209-W85-D45
231	キャビネット	H20.1.7	H145-W89-D45
232	キャビネット	H20.1.7	H179-W88-D40
233	移動式ホワイトボード	H20.1.7	H175-W182
234	パンフレットラック	H20.1.7	ウチダ40型TPI120
235	案内板	H20.4.1	ステンレス製 A型サインスタンド
236	パンフレットスタンド	H20.4.1	$\alpha$ 150型
237	パンフレットスタンド	H20.4.1	$\alpha$ 150型
238	書庫	H20.4.1	A4版引き違い書庫
239	書庫	H20.4.1	木製オープン書架W900-D300-H485
240	書庫	H20.4.1	木製オープン書架W900-D300-H485
241	書庫	H20.4.1	木製オープン書架W900-D300-H485
242	書庫	H20.4.1	木製オープン書架W900-D300-H485
243	デジタルカメラ	H20.9.5	ソニーサイバーショット DSC-T300
244	スクリーン(布製除く)	H20.12.26	KP80 80インチ
248	電話機用ヘッドセット	H21.1.19	M12 H261N
250	DVDソフト	H21.10.16	見てわかる パワーハラスメント対策 第1巻
251	DVDソフト	H21.10.16	見てわかる パワーハラスメント対策 第2巻
252	その他のキャビネット	H21.10.13	引違書庫 FS-G11B
253	その他のキャビネット	H21.10.13	引違書庫 FS-G11B
254	その他のキャビネット	H21.10.13	引違書庫 FS-G11B
255	図書	H21.12.24	図書雑誌文献目録 女性と社会
256	図書	H21.12.28	日本女性史大辞典
257	移動式ホワイトボード	H22.1.12	PLUS JB-R360 W1906×D565×H1790
258	デジタルカメラ	H23.11.18	FUJIFILM FinePix HS20EXR
259	LCDプロジェクター	H23.11.18	EPSON Offirio EB-925
260	DVDソフト	H23.11.25	わかったつもりでいませんか?セクハラ対策の新常識 第1巻
261	DVDソフト	H23.11.25	わかったつもりでいませんか?セクハラ対策の新常識 第2巻
262	DVDソフト	H23.11.25	デートDV~相手を尊重する関係をつくる
263	DVDソフト	H23.11.25	男女共同参画時代のセクシャル・ハラスメント 第1巻
264	DVDソフト	H23.11.25	男女共同参画時代のセクシャル・ハラスメント 第2巻
265	DVDソフト	H25.1.10	STOP! ザ・ハラスメント
266	DVDソフト	H25.1.10	ワークライフバランス

## 宮崎県男女共同参画センター貸付備品一覧

令和5年4月1日現在

貸付番号	品名	取得年月日	規格
267	DVDソフト	H25.1.10	見てわかる 改正均等法のセクハラ対策 1巻
268	DVDソフト	H25.1.10	見てわかる 改正均等法のセクハラ対策 2巻
269	DVDソフト	H25.1.10	見てわかる 改正均等法のセクハラ対策 3巻
270	DVDソフト	H25.1.10	ジェンダーフリーの職場づくり
271	DVDソフト	H25.1.10	スクール・セクハラ 2巻
272	DVDソフト	H25.1.10	スクール・セクハラ 1巻
273	DVDソフト	H25.12.2	ベアテ・ゴードン
274	DVDソフト	H25.12.2	セクシュアル・ハラスメント対策シリーズ 第1巻
275	DVDソフト	H25.12.2	ハラスメント相談シリーズ 第1巻
276	DVDソフト	H25.12.2	パワハラになる時ならない時 1巻
277	DVDソフト	H25.12.2	パワハラになる時ならない時 2巻
278	DVDソフト	H25.12.2	パワーハラスメントを考える 1巻
279	DVDソフト	H25.12.2	メンタルヘルス 職場を元気にするコミュニケーション
280	DVDソフト	H25.12.2	どう守る 女性の人権 女性が活躍できる職場づくり
281	DVDソフト	H25.12.2	行列のできるチラシの作り方 1巻
283	DVDソフト	H26.11.21	新・人権入門
284	DVDソフト	H26.11.21	自他尊重のコミュニケーションと職場の人権1
285	DVDソフト	H27.12.19	コミュニケーションに潜むセクハラ危険
286	DVDソフト	H27.12.19	事例で考える職場のコミュニケーションとセクハラ
287	DVDソフト	H27.12.19	ハラスメント相談シリーズ 第2巻 初期対応のポイント
288	DVDソフト	H27.12.19	パワーハラスメントを考える 2巻 パワハラにならない叱り方
289	DVDソフト	H27.12.19	パパ、ママをぶたないで！
290	DVDソフト	H27.12.19	人権ってなあにシリーズ第1巻 メッセージ編
291	DVDソフト	H27.12.19	人権ってなあにシリーズ第12巻 男女平等編
292	避難はしご	H28.3.25	ワイヤーロープ式
293	プロジェクター	H28.6.15	EB-1761W(EPSON)
294	ブルーレイディスク/DVDレコーダー	H29.2.28	BDZ-ZW500
295	ビデオカメラ	H29.12.25	パナソニック HC-V480MS-K
296	自転車	H30.3.14	26インチ エブリッジL
297	ワイヤレスヘッドセットシステム	H30.3.14	plantronics Savi Talk WT100/T
298	ワイヤレスヘッドセットシステム	H30.3.14	plantronics Savi Talk WT100/T
299	ワイヤレスコール/卓上受信機・発信器	H31.2.1	パナソニック ECE1601P、1707P、1702P(2個)
300	パンフレットスタンド	H31.2.15	回転式、林製作所YS-24
301	DVDソフト	H31.2.25	マララ 教育を求めて闘う少女
302	DVDソフト	H31.2.25	人生、いろいろ
303	DVDソフト	H31.3.25	現代女性のキャリアと活躍 VOL. 1
304	DVDソフト	H31.3.25	現代女性のキャリアと活躍 VOL. 4
305	DVDソフト	H31.3.25	リボンの騎士
306	DVDソフト	H31.3.25	飯館村の母ちゃんたち土とともに
307	DVDソフト	H31.3.25	六月燈の三姉妹
308	PC用スピーカー	H31.3.1	BOSE Companion20
309	DVDソフト	R2.2.27	潮風の村からーある女性医師の軌跡ー
310	電気掃除機	R2.3.11	コードレスクリーナー ダイソン V8 slim fluffy
311	DVDソフト	R2.3.25	そして父になる
312	DVDソフト	R2.3.25	明日へ
313	DVDソフト	R2.3.25	少女は自転車にのって
314	DVDソフト	R2.3.25	人生、ここにあり！
315	DVDソフト	R2.3.25	PiPiとべないホテル